（証券コード：6996）
2019年６月６日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地
ニチコン株式会社
代表取締役社長　吉 田 茂 雄

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第84回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2019年６月26日（水曜日）午後５時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】
　後記の「インターネット等による議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　**2019年６月27日**（木曜日）**午前10時00分**
２．場　　所　　京都市上京区烏丸通上長者町上ル **御所西京都平安ホテル ２階**
３．目的事項

報 告 事 項
1. 第84期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nichicon.co.jp/）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使について

１．インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

１）インターネットによる議決権行使は、当社が指定するインターネットウェブサイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、本書と同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。

２）今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

３）インターネットによる議決権行使は、2019年６月26日（水曜日）午後５時15分までに行使されますようお願いいたします。

４）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

５）インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

６）インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

２．インターネットによる議決権行使の具体的方法

１）当社指定のURL「https://soukai.mizuho-tb.co.jp/」にアクセスしてください。

２）同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

３．お問い合わせ先について

１）議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部

・電話番号　0120-768-524（フリーダイヤル）

・受付時間　午前９時～午後９時（土日休日を除く）

２）上記１）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行　証券代行部

・電話番号　0120-288-324（フリーダイヤル）

・受付時間　午前９時～午後５時（土日休日を除く）

〈機関投資家の皆様へ〉

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや雇用環境の改善が続いたものの、海外経済の落ち込みが影響し、景気の回復は緩やかなものに留まりました。海外については、米国経済は、利上げが一時的に見送られる中、個人消費や企業業績が堅調に推移し、緩やかな拡大基調が続きました。欧州経済は、英国のEU離脱期限が条件付きで延期されるなど、先行きに対する不透明感を抱えています。また、中国経済は、米中貿易摩擦への懸念や金融引き締め政策により、設備投資が伸び悩み、個人消費も減速傾向など景気の減速が鮮明となりました。

このような状況において当社は、IoTやAIなど、新たなキーテクノロジーによって多様化する重点4市場「エネルギー・環境・医療機器」「自動車・車両関連機器」「白物家電・産業用インバータ機器」「情報通信機器」に引き続き注力しました。コンデンサ事業におきましては、今後も新たな技術により成長が期待される自動車、産業機器市場で求められる高温度化、長寿命化、低ESR化などに対応した導電性高分子アルミ固体電解コンデンサおよび大形アルミ電解コンデンサの新製品投入や、チップ形アルミ電解コンデンサのラインアップ拡充を行いました。自動車向けの中でも特にモータ駆動インバータ平滑用のフィルムコンデンサがEV、HVの進展によりグローバルに拡大を続けています。さらに、IoTやウェアラブル機器、情報通信端末などに最適な小形リチウムイオン二次電池「SLBシリーズ」の開発を行い、いち早く受注を獲得するなど市場から高い評価をいただいています。

NECST(Nichicon Energy Control System Technology)事業におきましては、当社の経営の新たな柱にすべく注力しました。FIT（固定価格買取制度）期間の終了や頻発する自然災害への備え、また、EV普及気運の高まりを背景に、太陽光で発電した電気を家庭で使ったり蓄電したりするだけでなく、EVを走らせることやEVから電気を取り出すことにも活用できる「トライブリッド蓄電システム®」を市場導入し、好評をいただいています。さらに単機能蓄電システムでは4.1kWhの超小型軽量、低価格製品から、自家消費に最適な16.6kWhの業界最大容量までラインアップを拡充しました。また、EV普及期に向けた系統連系型V2Hシステムを新たに開発し「蓄電のニチコン」としてお客さまの幅広いニーズに応える製品を取り揃えました。加えて、自然災害への備えとして設置工事が不要な「ポータブル蓄電システム」やEV・PHV・FCVの大容量電池から電気を取り出し避難所などの照明、通信、空調などへの活用を可能にする可搬型給電器「パワー・ムーバー®」の認知も広がり、非常時の安心・安全の備えとして、ご活用をいただいています。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,228億６千万円と前期比7.1％の増収となり過去最高を達成しました。また、利益につきましては、営業利益は54億７千

３百万円と前期比11.7％の減益、経常利益は71億２千２百万円と前期比1.7％の増益、親会社株主に帰属する当期純損失は、独占禁止法関連損失を計上したことなどにより79億５千３百万円(前期は109億５百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

製品区分別売上高につきましては、電子機器用は、自動車関連機器向けの需要が伸長したことに加え、インバータ関連機器向けも堅調に推移したことなどにより775億６千７百万円と前期比0.4％の増収となりました。

電力・機器用及び応用機器は、電力用コンデンサや応用機器が伸び悩みましたが、EV･HV向け機器用コンデンサの売上が増加したことなどにより139億８千万円と前期比4.5％の増収となりました。

回路製品は、事務機器向けなどのスイッチング電源製品がM&Aの効果により大幅に増加したことに加え、家庭用蓄電システムやV2Hシステム、EV用急速充電器の売上が増加したことなどにより302億９千８百万円と前期比30.6％の増収となりました。

海外売上高につきましては、アジア市場において事務機器向けなどのスイッチング電源製品が増加したことなどにより前期比9.0％の増収となりました。米州については自動車関連機器向けなどが伸長したことにより前期比21.3％の増収となりました。また、欧州他は自動車関連機器向けなどが伸長しましたが、為替の影響により前期比0.1％の減収となり、海外市場全体では前期比9.2％の増収となりました。国内市場につきましては、自動車関連機器向けやインバータ関連機器向けのアルミ電解コンデンサおよび家庭用蓄電システムの売上が増加したことなどにより前期比4.1％の増収となりました。これらの結果、連結売上高に占める海外売上高の割合は、前期比1.2ポイント上昇し59.6％となりました。

なお、当社グループの製品区分別売上高は、次のとおりであります。

区　　分	第83期 (2018年３月期)		第84期（当期） (2019年３月期)		前期比	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
電子機器用	77,246	67.3	77,567	63.1	320	0.4
電力・機器用及び応用機器	13,374	11.7	13,980	11.4	606	4.5
回路製品	23,191	20.2	30,298	24.7	7,107	30.6
その他	955	0.8	1,013	0.8	57	6.1
合　　計	114,767	100.0	122,860	100.0	8,092	7.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度では、新規事業の成長を見据えた技術・開発投資および当社のコア事業の強化のための戦略的投資として成長市場に向けた生産能力拡大投資に加え、新製品の量産体制の構築を行ったことなどにより、85億５千万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金として取引金融機関から総額140億円の借入による資金調達を実行しました。

(4) 対処すべき課題

顧客ニーズがますます高度化・多様化するなかにあって当社は、コア事業であるコンデンサ事業およびNECST事業について、「品質、コスト、納期、サービス、技術」などあらゆる面で最上級を目指すトップノッチ経営を打ち出し、積極的な成長戦略を展開し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

① 成熟するコンデンサ事業への対処

当社の基幹ビジネスであるコンデンサ事業は全体としては成熟市場であるものの、自動車関連ではADAS (Advanced Driver Assistance System) や自動運転、そしてパワーエレクトロニクス分野におけるIoTとの融合やAIによるロボットの進化、情報通信では5Gによる高速通信の開始やそれによるIoTの拡大など成長の期待できる分野が注目されており、引き続き自動車・車両関連機器市場、白物家電・産業用インバータ機器市場やエネルギー・環境市場、情報通信機器市場に向けた新製品の導入と拡販により事業の安定的な拡大を図っていきます。自動車用では高温度化、長寿命化、低ESR化などに対応した各種コンデンサの市場導入を行うとともに、EV・HVに向けたモータ駆動インバータ用フィルムコンデンサが国内外で搭載車種を拡大しています。また、コンデンサ技術を応用した新規事業として、IoTやウェアラブル機器、情報通信端末などに最適な小形リチウムイオン二次電池の開発を行い、市場から高い評価を得ています。

② NECST事業の拡大

エネルギー・環境問題の解決のためにクリーンエネルギー社会の創造が求められることに着目、家庭用蓄電システムをいち早く市場導入し、当期末には累計販売台数 53,000台を達成し、「蓄電のニチコン」として業界を牽引しています。

一方でエコカーの普及拡大を見据え、早くからEV用車載充電器や急速充電器をラインアップすると共に、V2H (Vehicle to Home) システムを世界で初めて開発市場導入し、今般系統連系型の新製品を開発しました。当社はこれまでに培った蓄電システムとEV・PHV関連の技術・実績をベースに、太陽電池とEV・PHVの電池と蓄電池の３つの電池を効率よくつなぐ全く新しい次世代蓄電システム「トライブリッド蓄電システム®」を市場導入しました。本システムにより家庭もクルマも太陽光発電で賄える究極の自給自足が可能となり、EVの普及を促進させ、より良い地球環境の実現に大きく寄与できるものと期待されます。さらに単機能蓄電システムでは4.1kWhの超小型軽量、低価格製品から、自家消費に最適な16.6kWhの業界最大容量まで取り揃え、お客さまのニーズに応えます。

最先端の医療分野では、理化学研究所のＸ線自由電子レーザー施設「SACLA」の心臓部を支える超高精度電源技術を応用した加速器用電源が癌の粒子線治療装置にも採用されています。京都府立医科大学や大阪重粒子線センターへも設置され、国内18施設のうち14施設に当社の加速器用電源を納入しています。また、海外の医療施設にも展開されています。

③ 人材育成／産学連携

当社では「人」こそ最大の経営資源であり、会社のエネルギーであるとの観点に立ち、人材面での基盤強化を重視しています。そのため当社では、立命館大学との連携によるMOT (Management of Technology) 教育を通じて、将来の技術経営を担う人材をこれまで300名以上育成してきました。この教育プログラムからNECST事業のいくつかの製品開発に結実しております。

エネルギーの地産地消とスマート社会の創造に寄与することを目的にスタートした東京大学生産技術研究所との包括的な産学連携研究協力協定など、研究開発活動も積極的に推進しています。新たな価値創造を行うとともに、新規ビジネスの立ち上げを担う人材の育成も行っています。素材開発としてはアルミ電解コンデンサの高機能化に向けた開発を三重大学と進めています。また、科学技術振興機構が実施しているスーパークラスタープログラムにおいて京都大学などと共同研究を行い、１MHzの駆動周波数で出力１kWのSiC電力変換モジュールを開発しました。さらに、NEDOプロジェクトで大阪大学などと連携して研究開発した結果、「トライブリッド蓄電システム®」のV2HスタンドへのSiCパワーモジュールの搭載が実現しました。

④　コンプライアンスの徹底

これらの成長戦略に加え、コンプライアンスの徹底を図るとともに、業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性を確保するための体制を充実させ、一層の内部統制の整備・運用を推進し、企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年３月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびEUをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年３月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同年９月、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起しましたが、2019年３月、当社の請求を棄却する旨の判決があり、同年４月、これを不服として控訴を提起しました。

海外においては、2015年12月には当社の子会社であるニチコン(香港)リミテッドが、台湾公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、2016年２月、同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起し、また、2018年３月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年５月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起しましたが、いずれの訴訟についても、現在、審理が継続中です。

なお、上記課徴金および制裁金につきましては、延滞金を付されるリスクなどを回避するべく、いずれも納付期限内に全額を支払い済みです。また、本件に関連して米国およびカナダにおいてクラスアクション（集団訴訟）が提起されていましたが、米国のクラスアクションについては、2018年９月に間接購買者との間で21.5百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、また、同年12月には直接購買者との間で90百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結しました(これらの和解は、今後、裁判所の承認手続を経ることにより、正式に確定することになります)。なお、カナダのクラスアクションについては、現在も進行中であり、引き続き適切にこれに対応します。

これら一連の件につきましては、株主の皆さまをはじめ、お客さまや関係者の皆さまに多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、上述した既に判決が確定した事案または、和解手続中の事案を除き、前記のとおり、上記各命令および処分における認定および判断には誤りがあると考えており、引き続き、裁判所による公正な判断を求めてまいりますが、競争法コンプライアンス体制をより一層強化するとともに、これを当社グループ全従業員へ改めて周知徹底するべく、規程の整備、体制の見直し、従業員への研修および教育の実施などの施策に取り組んでおります。今後も、こうした活動を継続し、コンプライアンスのさらなる強化と徹底を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第81期 (2016年３月期)	第82期 (2017年３月期)	第83期 (2018年３月期)	第84期(当期) (2019年３月期)
売　上　高（百万円）	109,815	100,401	114,767	122,860
経常利益（百万円）	4,337	4,750	7,005	7,122
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△591	2,623	△10,905	△7,953
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△8.49	37.68	△156.60	△114.21
総資産（百万円）	136,683	141,206	154,792	139,770
純資産（百万円）	98,440	101,783	95,762	81,313
１株当たり純資産額（円）	1,390.80	1,436.19	1,345.57	1,137.02

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を84期の期首から適用しており、83期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニチコン製箔株式会社	80百万円	100.0%	アルミ電解コンデンサ用電極箔の製造
ニチコン草津株式会社	80百万円	100.0	電力・機器用コンデンサ、フィルムコンデンサおよびコンデンサ応用関連機器の製造
ニチコン亀岡株式会社	80百万円	100.0	機能モジュール、V2Hシステムおよび正特性サーミスタの製造
ニチコン大野株式会社	80百万円	100.0	アルミ電解コンデンサおよび電気二重層コンデンサの製造
ニチコン岩手株式会社	100百万円	100.0	アルミ電解コンデンサの製造
ニチコンワカサ株式会社	84百万円	100.0	各種電源および家庭用蓄電システムの製造
株式会社西島電機製作所	30百万円	100.0	各種変圧器、リアクトルの製造販売
日本リニアックス株式会社	15百万円	100.0	圧力センサ、各種計測器の製造販売
株式会社ユタカ電機製作所	330百万円	100.0	電源装置の開発、設計、製造、販売
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	3,000千US$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ベー・ハー	1,000千EUR	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(香港)リミテッド	5,000千HK$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(シンガポール)プライベート リミテッド	8,000千SP$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(台湾)カンパニー リミテッド	30,000千NT$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(タイランド)カンパニー リミテッド	20,000千BAHT	49.0	各種コンデンサの販売
ニチコン エレクトロニクス トレーディング(上海)カンパニー リミテッド	500千US$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン エレクトロニクス トレーディング(深圳)カンパニー リミテッド	300千US$	100.0	各種コンデンサおよび回路製品の販売に関連するサービス業務
ニチコン(マレーシア)センディリアン バハッド	63,000千M$	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売
ニチコン エレクトロニクス(無錫)カンパニー リミテッド	75,000千US$	100.0	アルミ電解コンデンサおよび各種電源の製造販売
ニチコン エレクトロニクス(宿遷)カンパニー リミテッド	39,000千US$	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売
無錫ニチコン エレクトロニクス R&Dセンター カンパニー リミテッド	5,000千RMB	100.0	各種電源およびアルミ電解コンデンサの開発、設計

(注) 1．上表の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権を含んでおります。

2．連結子会社は21社、持分法適用会社は２社であります。

(7) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、電子機器用コンデンサ、電力・機器用コンデンサ、応用機器および回路製品等の製造・販売を行っております。

主な製品区分は、次のとおりです。

区　　分	主　　要　　製　　品
電　子　機　器　用	アルミ電解コンデンサ・フィルムコンデンサ・ 正特性サーミスタ“ポジアール®”
電力・機器用及び応用機器	フィルムコンデンサ・公共・産業用蓄電システム・ 医療用加速器電源・学術研究用加速器電源・ 瞬低/停電補償装置・変圧器・圧力センサ
回　路　製　品	家庭用蓄電システム・V2Hシステム・ EV用急速充電器・スイッチング電源・ 機能モジュール・無停電電源装置
そ　の　他	その他

(8) 主要な営業所および工場等（2019年３月31日現在）

当　社	本　社		京都市中京区
	営業部門等	東　京　支　店	東京都中央区
		名　古　屋　支　店	名古屋市中区
		西　日　本　支　店	京都市中京区
		電　源　セ　ン　タ　ー	東京都中央区
ニ　チ　コ　ン　製　箔　株　式　会　社	長野県大町市、福井県大野市		
ニ　チ　コ　ン　草　津　株　式　会　社	滋賀県草津市		
ニ　チ　コ　ン　亀　岡　株　式　会　社	京都府亀岡市		
ニ　チ　コ　ン　大　野　株　式　会　社	福井県大野市、長野県安曇野市		
ニ　チ　コ　ン　岩　手　株　式　会　社	岩手県岩手郡岩手町		
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	米国　イリノイ州		
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ベー・ハー	オーストリア ウィーン市、英国 キャンバリー市		
ニ　チ　コ　ン　（香　港）　リ　ミ　テ　ッ　ド	中国　香港行政区		
ニチコン(台湾)カンパニー リミテッド	台湾　台北市		
ニチコン(マレーシア)センディリアン バハッド	マレーシア　セランゴール州		
ニチコン エレクトロニクス(無錫)カンパニー リミテッド	中国　無錫市		
ニチコン エレクトロニクス(宿遷)カンパニー リミテッド	中国　宿遷市		

(9) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
5,169名	115名（減）

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
480名	14名（増）	43.0歳	9.8年

(10) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	4,000百万円
株式会社京都銀行	4,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,000百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,800百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　137,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　69,637,127株（自己株式　8,362,873株を除く）
(3) 当事業年度末の株主数　　9,774名
(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,113	5.9
株式会社京都銀行	3,479	5.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,407	4.9
ニチコン取引先持株会	3,097	4.4
株式会社みずほ銀行	2,690	3.9
日本生命保険相互会社	2,670	3.8
株式会社三井住友銀行	2,200	3.2
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,000	2.9
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,850	2.7
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,693	2.4

(注) １．当社は、自己株式8,362千株を保有しており、上表から除外しております。
２．持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
３．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

３．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	武田　一平	ＣＥＯ
代表取締役社長	吉田　茂雄	ＣＯＯ
取締役 執行役員専務	近野　　斉	経理本部長　兼　広報・ＩＲ室長
取締役 上席執行役員常務	矢野　明弘	企画本部長
取締役	松重　和美	京都大学名誉教授、四国大学・四国大学短期大学部学長、 阿波製紙株式会社取締役
取締役	勝田　泰久	大阪経済大学理事
取締役	相京　重信	橋本総業ホールディングス株式会社取締役、 三井海洋開発株式会社取締役、三洋化成工業株式会社取締役、 株式会社ダイヘン取締役
常勤監査役	荒木　幸彦	
常勤監査役	阿部　　惇	立命館大学ＯＩＣ総合研究機構グローバルＭＯＴ研究センター上席研究員
監査役	大西　英樹	
監査役	森瀬　正博	

（注）１．取締役 松重和美、勝田泰久ならびに相京重信は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役 松重和美、勝田泰久ならびに相京重信を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査役 大西英樹ならびに森瀬正博は、社外監査役であります。
３．監査役 大西英樹は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 森瀬正博は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

日付	氏名	新役職および担当	旧役職および担当
2018年９月３日	近野　　斉	執行役員専務 経理本部長　兼　広報・ＩＲ室長	執行役員専務 経理本部長　兼　ＩＲ室長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	報酬等の額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	
取締役	153	153	－	7
監査役	38	38	－	4
合　計	192	192	－	11

（注）１．株主総会の決議（2007年６月28日）による取締役の報酬等の総額は年額280百万円以内、監査役の報酬等の総額は年額50百万円以内であります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与および賞与は含まれておりません。
３．取締役の報酬等の額には、社外取締役３名20百万円が含まれております。
４．監査役の報酬等の額には、社外監査役２名15百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	松重　和美	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席しました。学識者としての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。
取締役	勝田　泰久	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。
取締役	相京　重信	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。
監査役	大西　英樹	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席しました。主に税理士としての専門的見地から適宜、発言を行っております。
監査役	森瀬　正博	当事業年度開催の取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席しました。豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第１項ならびに当社定款第31条第２項および第43条第２項の規定により、社外取締役および社外監査役との間で同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

４．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
２．当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続に対する対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(6) 会計監査人の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。

(7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。

(8) 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

５．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項および当該体制の運用状況は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人が「経営理念」を具現化していくために、法令・定款および社内規則はもとより、健全な社会規範、倫理規範を守り、「ニチコングループ行動規範」(2002年10月制定・2013年4月に改訂)に則った職務を遂行し、企業風土の醸成と教育・啓発活動の推進に努めています。なお、改訂後の行動規範では、レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）における行動規範（旧：EICC(電子業界行動規範)）が求める労働、環境保全、安全衛生、倫理などの要求事項を反映させています。

これらを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置しています。

② コンプライアンス体制は、各種会議や朝礼等による啓発活動・教育を定期的に行い、その確保に努めています。また、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設けるとともに、CSR推進委員会のコンプライアンス小委員会および競争法コンプライアンス小委員会が法令・規程・ルール等の遵守体制の整備と、コンプライアンスに関わる研修や学習教材を定期的に配布するなどの啓発に努めています。

③ 監査・法務室は、定期的に当社および当社グループ会社の内部監査を実施する際に、コンプライアンスの周知徹底と統制環境の確認を行っています。

④ 監査役は、当社および当社グループ会社の法令・定款等の遵守体制に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる体制としています。

⑤ 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体に対しては断固たる態度をとり、一切関係を持たないこと、活動を助長するような行為をしないことを「ニチコングループ行動規範」に定め、正しく公正な企業であり続けることを宣言しています。対応統括部署の設置、情報の収集、外部専門機関との連携および社内での啓発活動などにより、毅然とした態度で臨んでいます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本方針」に基づく「情報管理規程」「文書管理規程」等の充実化を図っています。これらの関連規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。）を記録するとともに、その取扱いについては適切に検索性の高い状態で保存および管理の運用を行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および当社グループ会社は、損失・リスクをあらかじめ回避するとともに、万一リスクが発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「リスクマネジメント規程」を制定し、運用しています。

② 損失・リスクから会社を守り、社会からの信頼を維持するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」を設置しています。損失やリスクの危険の管理については、当委員会のリスクマネジメント小委員会がCSR室および総務部と連携して全社リスクの定期的な集約・評価を行い、実施状況の確認を行っています。また、使用人に対するリスクマネジメントに関する教育・訓練も実施しています。

事業における損失・リスクには法令遵守、人権・労働、安全・衛生、災害、品質、環境、情報、輸出管理、与信等がありますが、企業経営に重大な影響を及ぼすこれらリスクの排除・軽減を図る体制も構築しています。

③　また、災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合を想定し、早期復旧を目指せる体制、事業継続計画(BCP)および事業継続マネジメント(BCM)の見直しと追加構築に取組んでいます。

④　財務報告の正確性と信頼性を確保するために、関連する法令等に従って内部統制活動の実施状況を評価し確認することにより、リスク管理を実効性のあるものとしています。これを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設置しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、取締役による意思決定の迅速化と効率的な業務執行を行うために、取締役会の少人数化と、会議の随時開催による迅速かつ適正な決定を図っています。

取締役会は、定期的に業務執行の進捗状況を評価し、改善策を策定し、全社的な業務執行の効率化を実現する体制を構築しています。

一方、経営の監督機能と業務執行機能の役割を明確にするために、執行役員制度を導入しており、業務分掌・職務権限の明確化と業務部門毎の特性に応じた機動的な意思決定により、経営の迅速化と適正かつ効率的な業務執行を図っています。

②　当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務分掌規程」「職務規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査しています。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社グループ会社では、コンプライアンスの推進、遵法精神の啓発、企業倫理意識の育成、リスクマネジメントの周知徹底および社会的責任の遂行などを、グループ共通の価値観として共有するよう努めています。

また、「関係会社管理規程」「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社とグループ会社間で管理・指導・報告などの連携を密にし、内部統制システムの推進はもとより、ニチコングループとしての事業活動の健全性・効率性ならびに財務報告の信頼性の確保のために、業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させています。

監査役および監査･法務室は､当社および当社グループ会社の業務執行状況について監査や診断等を実施し、その結果を取締役会に報告しています。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役室には、監査役の職務を補助すべき使用人を取締役と監査役会が協議のうえ選任し配置しています。当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、その人事については、任命・異動・評価・賃金等も含め、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保しています。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ会社の取締役および使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生したときは、遅滞なく監査役に報告を行うこととしています。

監査役は当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしています。

監査役は当社および当社グループ会社の重要な会議等に出席して意見を述べるほか、必要に応じて取締役または使用人に重要書類、稟議書等の閲覧、報告を求めることができる体制を確保しています。また、取締役の業務執行、当社および当社グループ会社の業務や財産の状況の調査、重要案件の稟議書の閲覧などにより監査を行っています。

監査役は監査の実効性を高めるため、会計監査人および監査・法務室から定期にあるいは必要に応じて内部監査の状況報告を受けています。

なお、前記に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことはいたしません。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当事業年度において、社外取締役３名を含む取締役７名で構成される取締役会を10回開催し、法令、定款および取締役会規則に定められた経営上重要な事項の決定および業務執行の報告を行いました。また、重要な全社規程の見直し改訂を行いました。

② 経営会議を毎月開催し、事業計画の推進、進捗管理、重要な業務推進上の報告・討議等を行いました。

③ 当事業年度において、社外監査役２名を含む監査役４名で構成される監査役会を11回開催し、監査活動の報告、意見交換を行いました。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議へ出席するほか、当社および当社グループ会社の経営上重要な事項について、取締役や使用人からの報告や稟議書等の閲覧、実地調査による監査等により事業課題やリスク等を把握し、必要に応じて助言を行いました。また、三様監査（監査役監査、会計監査人監査、内部監査）を行っており、監査役、会計監査人および内部監査部門（監査・法務室）は情報交換を行い、相互の連携を図りました。

④ 執行部門から独立した組織である監査・法務室は、コンプライアンス強化に資することを目的として定期的に当社および当社グループ会社の内部監査を実施し、取締役会や監査役会に報告を行いました。

⑤ 内部統制推進委員会は、財務報告の正確性と信頼性を確保するため、「全社統制」「決算財務報告プロセス統制」「業務プロセス統制」「IT全般統制」「IT業務処理統制」の各項目に関して当社および当社グループ会社の定期的評価を行い、取締役会や監査役会に報告を行いました。

⑥ CSR推進委員会は、「コンプライアンス」「競争法コンプライアンス」「リスクマネジメント」「環境マネジメント」「情報セキュリティ」の５小委員会で構成され、毎月合同で会議を開催し当社および当社グループ会社のCSRに関する課題の進捗の促進を図るとともに、状況等について取締役会や監査役会に報告を行いました。

６．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「より良い地球環境の実現に努め、価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに貢献していくこと」を経営理念に掲げています。また、倫理的・社会的責任を果たすとともに、株主の皆様をはじめとする全ての人々を大切にし、企業価値の最大化を目指して、「誠心誠意」をもって「考働※」しております。

この経営理念に基づき、会社の支配に関する基本方針として、当社に対し買収提案が行われた場合は、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様に委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

※考働：考えて働くという当社の造語。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**75,626**	**流動負債**	**39,378**
現金及び預金	13,628	支払手形及び買掛金	11,200
受取手形及び売掛金	29,654	電子記録債務	10,236
電子記録債権	3,980	短期借入金	1,800
有価証券	3,107	1年内返済予定の長期借入金	3,504
商品及び製品	9,346	未払金	3,335
仕掛品	5,437	未払費用	5,238
原材料及び貯蔵品	7,320	未払法人税等	863
その他	3,200	賞与引当金	1,091
貸倒引当金	△50	設備関係支払手形	585
		その他	1,522
固定資産	**64,143**		
有形固定資産	**31,809**	**固定負債**	**19,077**
建物及び構築物	12,696	長期借入金	10,496
機械装置及び運搬具	9,904	リース債務	492
土地	5,276	繰延税金負債	4,251
リース資産	686	製品保証引当金	1,314
建設仮勘定	1,875	退職給付に係る負債	1,862
その他	1,369	その他	661
		負債合計	**58,456**
無形固定資産	**1,132**	**純資産の部**	
		株主資本	**68,945**
投資その他の資産	**31,202**	資本金	14,286
投資有価証券	28,971	資本剰余金	17,068
長期貸付金	1,074	利益剰余金	47,714
繰延税金資産	461	自己株式	△10,123
その他	924	**その他の包括利益累計額**	**10,232**
貸倒引当金	△230	その他有価証券評価差額金	9,872
		為替換算調整勘定	360
		非支配株主持分	**2,135**
		純資産合計	**81,313**
資産合計	**139,770**	**負債純資産合計**	**139,770**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**122,860**
売上原価	**101,124**
売上総利益	**21,735**
販売費及び一般管理費	**16,262**
営業利益	**5,473**
営業外収益	**2,099**
受取利息及び配当金	645
持分法による投資利益	192
為替差益	984
その他	277
営業外費用	**450**
支払利息	47
環境対策費用	254
その他	149
経常利益	**7,122**
特別利益	**1,337**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,337
特別損失	**14,421**
固定資産処分損	65
独占禁止法関連損失	14,285
その他	70
税金等調整前当期純損失	**5,961**
法人税、住民税及び事業税	1,067
法人税等調整額	687
当期純損失	**7,717**
非支配株主に帰属する当期純利益	236
親会社株主に帰属する当期純損失	**7,953**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,286	17,068	57,199	△10,123	78,431
当期変動額					
剰余金の配当			△1,532		△1,532
親会社株主に帰属する当期純損失			△7,953		△7,953
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△9,485	△0	△9,485
当期末残高	14,286	17,068	47,714	△10,123	68,945

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	14,266	1,004	15,270	2,060	95,762
当期変動額					
剰余金の配当					△1,532
親会社株主に帰属する当期純損失					△7,953
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,394	△643	△5,037	75	△4,962
当期変動額合計	△4,394	△643	△5,037	75	△14,448
当期末残高	9,872	360	10,232	2,135	81,313

連 結 注 記 表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数……21社

・連結子会社の名称……ﾆﾁｺﾝ製箔㈱、ﾆﾁｺﾝ草津㈱、ﾆﾁｺﾝ亀岡㈱、ﾆﾁｺﾝ大野㈱、ﾆﾁｺﾝ岩手㈱
ﾆﾁｺﾝﾜｶｻ㈱、㈱酉島電機製作所、日本ﾘﾆｱｯｸｽ㈱、㈱ﾕﾀｶ電機製作所
ﾆﾁｺﾝ（ｱﾒﾘｶ）ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ、ﾆﾁｺﾝ（ｵｰｽﾄﾘｱ）ｹﾞｰ･ｴﾑ･ﾍﾞｰ･ﾊｰ
ﾆﾁｺﾝ（香港）ﾘﾐﾃｯﾄﾞ、ﾆﾁｺﾝ（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ（台湾）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ、ﾆﾁｺﾝ（ﾀｲﾗﾝﾄﾞ）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ（上海）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ（深圳）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ（ﾏﾚｰｼｱ）ｾﾝﾃﾞｨﾘｱﾝ ﾊﾞﾊｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ（無錫）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ（宿遷）ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ
無錫ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ R&Dｾﾝﾀｰ ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞ

②非連結子会社の状況

・非連結子会社の名称……ﾊｰﾊﾞｰ電子㈱、他３社

・連結の範囲から除いた理由……非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社および関連会社数……２社

・持分法適用会社の名称……三和電機㈱、台灣電容器製造廠股份有限公司

②持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

・非連結子会社および関連会社の名称……ﾊｰﾊﾞｰ電子㈱、他４社

・持分法を適用しない理由……各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないためであります。

③持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、その事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち５社の決算日は連結決算日と異なっております。

ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ(深圳)ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

ﾆﾁｺﾝ ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ ﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ(深圳)ｶﾝﾊﾟﾆｰ ﾘﾐﾃｯﾄﾞを除く中国子会社４社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券： 償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの： 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの： 主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品・仕掛品：主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）：主として定率法を採用しております。

ただし、当社および国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　７年～50年

機械装置及び運搬具　　４年～11年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．製品保証引当金：製品の販売に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績を勘案した見積額を計上しております。

ハ．賞与引当金　：従業員に対する賞与の支払に備えるため、主として支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

主として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生した連結会計年度において一括費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

3．表示方法の変更に関する注記
（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

4．連結貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　131,301百万円
(2) 取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳額
建物及び構築物　1,819百万円　機械装置及び運搬具　4,114百万円
土地他　1,164百万円
(3) 各国競争法調査およびクラスアクション(集団訴訟)について
当社グループは、電解コンデンサの販売に関して、各国の競争当局より調査を受けていましたが、競争当局からの調査はすべて終了し、調査の結果命じられた制裁金等の支払いも終えています。
これに伴うクラスアクション（集団訴訟）につきましても、米国においては当事者間で和解の合意に至り、現在、裁判所の承認を得るための手続段階にあります。また、当社グループに対して、カナダにおいて提起されているクラスアクションにつきましては、今後も引き続き適切に対応します。なお、継続中の事案については、当社グループの経営成績などにも影響を及ぼす可能性があります。

5．連結損益計算書に関する注記
独占禁止法関連損失
当社および当社の子会社は、電解コンデンサ等の販売に関する米国競争法違反に起因して、米国において間接購入者原告団から提起された集団民事訴訟について、2018年９月27日に原告団との間で和解契約を締結しました。本和解に基づき当社らは、間接購入者原告団に対して、和解金として21.5百万米ドル(2,404百万円)を支払いました。
また、当社らは、同競争法違反に起因して、米国において直接購入者原告団から提起された集団民事訴訟について、2018年12月６日に原告団との間で和解契約を締結しました。本和解に基づき当社らは、直接購入者原告団に対して、和解金として90百万米ドル(10,026百万円)を支払いました。
当該和解金を含め、当連結会計年度に独占禁止法関連損失14,285百万円を特別損失に計上しています。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 発行済株式の総数に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	78,000	－	－	78,000

(2) 自己株式の数に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,362	0	－	8,362

（注）自己株式の数の増加株式数０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

イ．2018年６月28日開催の第83回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　766百万円
・１株当たり配当額　11円00銭
・基準日　2018年３月31日
・効力発生日　2018年６月29日

ロ．2018年11月２日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　766百万円
・１株当たり配当額　11円00銭
・基準日　2018年９月30日
・効力発生日　2018年12月４日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度になるもの

2019年６月27日開催の第84回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　835百万円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　12円00銭
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金及び設備資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債権に係る為替のリスクを回避するために使用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容およびそのリスクならびにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を１年ごとに把握する体制としております。また、外貨建ての売上債権は為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券である満期保有目的の債券は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

短期貸付金及び長期貸付金は、関係会社に対するものであり、定期的に貸付先の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、１年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社のデリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	13,628	13,628	－
(2) 受取手形及び売掛金	29,654	29,654	－
(3) 電子記録債権	3,980	3,980	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	6,339	6,342	3
②その他有価証券	22,144	22,144	－
③関連会社株式	933	2,759	1,825
(5) 短期貸付金及び長期貸付金（＊１）	1,189		
貸倒引当金（＊２）	△0		
	1,189	1,189	－
資産　計	77,869	79,698	1,828
(1) 支払手形及び買掛金	11,200	11,200	－
(2) 電子記録債務	10,236	10,236	－
(3) 短期借入金	1,800	1,800	－
(4) 長期借入金（＊３）	14,000	13,995	△4
負債　計	37,236	37,231	△4
デリバティブ取引	－	－	－

＊１　短期貸付金及び長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している短期貸付金および１年内回収予定の長期貸付金を含めております。

＊２　長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

＊３　長期借入金には、流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）金融商品の時価算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

	種　類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)地方債等	100	100	0
	(2)社　債	3,124	3,129	5
	小　計	3,224	3,229	5
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	3,114	3,112	△2
合　計		6,339	6,342	3

②その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種　類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差　額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	7,204	21,268	14,063
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,078	875	△202
合　計		8,283	22,144	13,860

(5) 短期貸付金及び長期貸付金

短期貸付金は短期間で決済されるため、また、長期貸付金は変動金利によっており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務ならびに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,662

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注３) 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	13,628	－	－	－
受取手形及び売掛金	29,654	－	－	－
電子記録債権	3,980	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,107	3,231	－	－
短期貸付金及び長期貸付金	265	370	327	225
合　計	50,636	3,602	327	225

(注４) 金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 (百万円)
支払手形及び買掛金	11,200	－	－	－	－
電子記録債務	10,236	－	－	－	－
短期借入金	1,800	－	－	－	－
長期借入金	3,504	4,672	4,672	1,152	－
合　計	26,740	4,672	4,672	1,152	－

８．賃貸等不動産に関する注記
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

９．１株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額　1,137円02銭
(2) １株当たり当期純損失　114円21銭

10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

11. その他の注記
記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**41,163**	**流動負債**	**26,150**
現金及び預金	4,829	支払手形	173
受取手形	2,397	電子記録債務	1,232
電子記録債権	3,610	買掛金	12,983
売掛金	25,602	短期借入金	2,358
有価証券	2,004	1年内返済予定の長期借入金	3,872
商品及び製品	1,107	未払金	2,517
原材料及び貯蔵品	227	未払費用	2,305
その他	1,415	未払法人税等	104
貸倒引当金	△33	賞与引当金	290
		その他	311
固定資産	**58,299**	**固定負債**	**21,276**
有形固定資産	**13,998**	長期借入金	14,392
建物	7,971	繰延税金負債	4,012
構築物	47	退職給付引当金	1,005
機械及び装置	112	製品保証引当金	1,238
車両運搬具	20	その他	627
工具、器具及び備品	423	**負債合計**	**47,426**
土地	4,646	**純資産の部**	
リース資産	3	**株主資本**	**42,381**
建設仮勘定	772	**資本金**	**14,286**
		資本剰余金	**17,068**
無形固定資産	**724**	資本準備金	17,065
		その他資本剰余金	3
投資その他の資産	**43,577**	**利益剰余金**	**21,149**
投資有価証券	24,924	利益準備金	2,141
関係会社株式	13,460	その他利益剰余金	19,007
長期貸付金	11,074	固定資産圧縮積立金	57
その他	568	別途積立金	26,517
貸倒引当金	△6,451	繰越利益剰余金	△7,566
		自己株式	**△10,123**
		評価・換算差額等	**9,655**
		その他有価証券評価差額金	**9,655**
		純資産合計	**52,036**
資産合計	**99,463**	**負債純資産合計**	**99,463**

損益計算書

（2018年４月１日から 2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	85,350
売上原価	79,286
売上総利益	6,064
販売費及び一般管理費	7,460
営業損失	1,395
営業外収益	5,159
受取利息及び配当金	2,620
為替差益	1,074
技術指導料	369
貸倒引当金戻入益	1,027
その他	68
営業外費用	346
支払利息	34
環境対策費用	254
その他	58
経常利益	3,416
特別利益	1,337
投資有価証券売却益	1,337
特別損失	13,711
固定資産処分損	8
独占禁止法関連損失	13,648
その他	54
税引前当期純損失	8,957
法人税、住民税及び事業税	134
法人税等調整額	389
当期純損失	9,481

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	14,286	17,065	3	17,068	2,141	57	41,517	△11,553	32,162	△10,123	53,395
当期変動額											
剰余金の配当								△1,532	△1,532		△1,532
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	－		－
別途積立金の取崩							△15,000	15,000	－		－
当期純損失								△9,481	△9,481		△9,481
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	△15,000	3,987	△11,013	△0	△11,013
当期末残高	14,286	17,065	3	17,068	2,141	57	26,517	△7,566	21,149	△10,123	42,381

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	14,078	14,078	67,473
当期変動額			
剰余金の配当			△1,532
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の取崩			－
当期純損失			△9,481
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,422	△4,422	△4,422
当期変動額合計	△4,422	△4,422	△15,436
当期末残高	9,655	9,655	52,036

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）を採用しております。

②子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法を採用しております。

③その他有価証券

・時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

④たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品及び製品：個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・原材料及び貯蔵品：移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）：定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７年～50年
機械及び装置	４年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）：定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金：製品の販売に係る一定期間内の無償サービスの費用に備えるため、当該費用の発生割合および支出実績を勘案した見積額を計上しております。

③賞与引当金：従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

④退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は当期において一括費用処理しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

４．貸借対照表等に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	11,641百万円
長期金銭債権	11,066百万円
短期金銭債務	12,637百万円
長期金銭債務	3,896百万円

(2) 取締役、監査役に対する金銭債務　253百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　30,625百万円

(4) 保証債務

関係会社の電子記録債務(設備関係電子記録債務を含む)に対する併存的債務

ニチコン草津株式会社	2,672百万円
ニチコン大野株式会社	2,293百万円
ニチコンワカサ株式会社	1,439百万円
ニチコン岩手株式会社	1,153百万円
その他	2,277百万円
合　計	9,835百万円

(5) 取得価額から控除した固定資産の圧縮記帳額

建物 1,263百万円　　土地 1,048百万円

(6) 各国競争法調査およびクラスアクション(集団訴訟)について

当社グループは、電解コンデンサの販売に関して、各国の競争当局より調査を受けていましたが、競争当局からの調査はすべて終了し、調査の結果命じられた制裁金等の支払いも終えています。

これに伴うクラスアクション（集団訴訟）につきましても、米国においては当事者間で和解の合意に至り、現在、裁判所の承認を得るための手続段階にあります。また、当社グループに対して、カナダにおいて提起されているクラスアクションにつきましては、今後も引き続き適切に対応します。なお、継続中の事案については、当社の経営成績などにも影響を及ぼす可能性があります。

5．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	36,464百万円
②仕入高	64,006百万円
③営業取引以外の取引高	3,328百万円

(2) 独占禁止法関連損失

当社および当社の子会社は、電解コンデンサ等の販売に関する米国競争法違反に起因して、米国において間接購入者原告団から提起された集団民事訴訟について、2018年９月27日に原告団との間で和解契約を締結しました。本和解に基づき当社は、間接購入者原告団に対して、和解金として20.4百万米ドル(2,287百万円)を支払いました。

また、当社らは、同競争法違反に起因して、米国において直接購入者原告団から提起された集団民事訴訟について、2018年12月６日に原告団との間で和解契約を締結しました。本和解に基づき当社は、直接購入者原告団に対して、和解金として85.5百万米ドル(9,524百万円)を支払いました。

当該和解金を含め、当事業年度に独占禁止法関連損失13,648百万円を特別損失に計上しています。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項　　(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,362	0	－	8,362

(注) 自己株式の数の増加株式数０千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	6,468百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,984百万円
賞与引当金繰入限度超過額	88百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	307百万円
環境対策費用	588百万円
関係会社株式評価損	3,964百万円
独占禁止法関連損失	469百万円
その他	556百万円
繰延税金資産小計	14,427百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△6,248百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,958百万円
評価性引当額小計	△14,207百万円
繰延税金資産合計	220百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,207百万円
土地圧縮積立金	△23百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△4,232百万円
繰延税金負債の純額	△4,012百万円

８．関連当事者との取引に関する注記
子会社および関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ニチコン製箔株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 土地・建物等貸与	原材料の販売（注4） 原材料の仕入（注4）	6 10,292	売掛金 買掛金	2,253 1,516
	ニチコン草津株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 土地・建物等貸与	製品の仕入（注4） 電子記録債務に対する保証（注6）	11,020 2,672	買掛金	2,404 ―
	ニチコン亀岡株式会社	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 土地・建物等貸与	利息の受取（注1）	57	長期貸付金（注２）	4,999
	ニチコン大野株式会社	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 土地・建物等貸与	製品の仕入（注4） 利息の受取（注1） 電子記録債務に対する保証（注6）	15,445 26 2,293	買掛金 長期貸付金（注２）	2,531 2,300 ―
	ニチコン岩手株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 土地・建物等貸与	製品の仕入（注4） 電子記録債務に対する保証（注6）	9,361 1,153	買掛金	2,566 ―
	ニチコンワカサ株式会社	所有 直接 100%	―	製品の仕入（注4） 電子記録債務に対する保証（注6）	7,072 1,439	買掛金	1,092 ―
	株式会社ユタカ電機製作所	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取（注1）	32	長期貸付金（注２）	2,987
	ニチコン(アメリカ) コーポレーション	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	利息の支払（注3）	―	長期借入金（注３）	3,036
	ニチコン(オーストリア) ゲー・エム・ベー・ハー	所有 直接 100%	役員の兼任	製品の販売（注4）	6,526	売掛金	1,639
	ニチコン(香港)リミテッド	所有 直接 100%	役員の兼任	製品の販売（注4）	9,167	売掛金	2,699
	ニチコン(タイランド)カンパニーリミテッド	所有 直接 49%	資金の借入 役員の兼任	利息の支払（注3）	6	長期借入金（注３）	1,229
	ニチコン エレクトロニクス トレーディング(上海)カンパニー リミテッド	所有 直接 80% 間接 20%	―	製品の販売（注4）	6,938	売掛金	856
	ニチコン エレクトロニクス(無錫)カンパニー リミテッド	所有 直接 100%	役員の兼任	技術指導料（注5）	309	その他流動資産	58
関連会社	台灣電容器製造廠股份有限公司	所有 直接 31.9% 間接 3.3%	役員の兼任	関係会社株式の売却代金（注7）	623	―	―

（注）１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
２．子会社への長期貸付金に対し、合計6,221百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計1,027百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。なお、長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含めております。
３．資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
４．製品・原材料の仕入・販売については、市場価格等を参考に決定しております。
５．技術指導料については、契約により販売実績を基礎として決定しております。
６．子会社の電子記録債務(設備関係電子記録債務を含む)に対して当社が保証を行っております。
７．関係会社株式の売却金額については、第三者機関による評価算定に基づき決定しております。なお、売却益32百万円を計上しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たり純資産額	747円26銭
(2)	１株当たり当期純損失	136円15銭

10．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

11．その他の注記
記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

ニチコン株式会社
　取 締 役 会　　御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾 仲 伸 之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須 藤 英 哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ニチコン株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（各国競争法調査およびクラスアクション（集団訴訟）について）に記載されているとおり、会社グループに対して、カナダにおいてクラスアクションが提起されている。継続中の事案については、会社グループの経営成績などに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

ニチコン株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　尾仲伸之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須藤英哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ニチコン株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（各国競争法調査およびクラスアクション（集団訴訟）について）に記載されているとおり、会社グループに対して、カナダにおいてクラスアクションが提起されている。継続中の事案については、会社の経営成績などに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の通り、当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年３月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびＥＵをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年３月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同年９月、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起しましたが、2019年３月、当社の請求を棄却する旨の判決があり、同年４月これを不服として控訴を提起しました。

海外においては、2015年12月には当社の子会社であるニチコン（香港）リミテッドが、台湾公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、2016年２月、同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起し、また、2018年３月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年５月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起しましたが、いずれの訴訟についても、現在、審理が継続中です。

監査役会といたしましては、当社グループが法令遵守の徹底に取組んでいることを確認しており、引続き法令遵守体制と企業倫理の一層の強化、徹底が為されるよう監査の充実に努めてまいります。

④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類、その附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月20日

ニチコン株式会社　監査役会

常勤監査役　荒　木　幸　彦 ㊞

常勤監査役　阿　部　　惇 ㊞

社外監査役　大　西　英　樹 ㊞

社外監査役　森　瀬　正　博 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、繰越利益剰余金がマイナスとなりましたが、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、企業価値の拡大と企業体質の強化を図り、利益を増加させることにより配当の安定的増加に努めることを基本としております。

期末配当につきましては、上記の方針と内部留保の蓄積等を勘案し、別途積立金の取崩しを行い、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより１株につき年間配当23円（前期実績に比べ１円の増配）となります。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　10,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　10,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金12円　総額835,645,524円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2019年６月28日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて取締役７名のご選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	武田一平（たけだ いっぺい） 1941年１月11日生	1963年３月　当社入社 1978年２月　ニチコン（アメリカ）コーポレーション 代表取締役 1983年６月　当社取締役 1983年12月　当社国際部長 1995年７月　当社大野工場長兼海外営業担当 1997年６月　当社常務取締役 1998年６月　当社代表取締役社長 2003年６月　当社代表取締役社長 執行役員社長 2007年６月　当社代表取締役会長 執行役員会長 2013年６月　当社代表取締役会長 ＣＥＯ（現任）	15,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、長年にわたり国内・海外の営業部門や事業部門の運営に携わり、1998年から代表取締役社長、2007年から代表取締役会長を務め、経営全般に係る豊富な経験や知見を有していることから、当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	吉田茂雄（よしだ しげお） 1959年９月７日生	1982年４月　当社入社 1988年８月　ニチコン（シンガポール）プライベートリミテッドマネージャー 2003年６月　当社営業本部海外営業部長代理 2004年11月　当社電源センター管理部長 2007年４月　ニチコン（香港）リミテッド董事総経理 2008年11月　当社東アジア販売統括 2009年６月　当社取締役 当社執行役員 当社営業本部長 2011年５月　当社生産本部長 2011年７月　当社執行役員常務 2012年10月　ニチコン製箔株式会社 代表取締役社長 2013年６月　当社代表取締役社長 ＣＯＯ(現任)	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、国内・海外の営業部門や事業部門の運営に携わり、2013年から代表取締役社長を務め、経営全般に係る豊富な経験や知見を有していることから、当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
3	近野　斉（ちかの ひとし） 1960年12月５日生	1983年４月　当社入社 1990年３月　ニチコン（香港）リミテッドマネージャー 2003年６月　当社ＩＲ室長 2004年８月　当社管理本部経理部長兼ＩＲ室長 2004年12月　当社管理本部経理部長 2006年６月　当社執行役員 2007年６月　当社取締役（現任） 当社管理本部長 2008年７月　当社執行役員常務 2010年２月　当社ＩＲ室長 2013年10月　当社経理本部長（現任） 2015年７月　当社上席執行役員常務 2017年７月　当社執行役員専務（現任） 2018年９月　当社広報・ＩＲ室長（現任）	7,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、国内・海外の財務部門の運営に携わり、2007年から取締役を務め、国内外における豊富な経験と財務および会計に関する専門性を有していることから、当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
4	矢野明弘（やの あきひろ） 1957年12月18日生	1980年４月　パイオニア株式会社入社 2001年４月　パイオニア ヨーロッパ エヌ ブイ 取締役経営企画部長 2005年５月　パイオニア エレクトロニクス ドイツランド ゲー・エム・ベー・ハー 代表取締役社長 2009年12月　当社入社 生産本部生産管理部副部長 2010年10月　当社企画本部副本部長 2011年５月　当社企画本部長（現任） 2011年７月　当社執行役員 2013年６月　当社取締役（現任） 2015年７月　当社執行役員常務 2017年７月　当社上席執行役員常務（現任）	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、生産部門、企画部門の運営に携わり、2013年から取締役を務め、企画部門に係る豊富な経験や知見を有していることから、当社の企業価値の持続的向上に適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	松重和美（まつしげかずみ） 1947年８月15日生	1981年４月　九州大学応用力学研究所助教授 1990年５月　同大学工学部教授 1993年４月　京都大学大学院工学研究科電子工学専攻教授 1996年７月　同大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー施設長 2001年４月　同大学国際融合創造センター長 2004年４月　同大学副学長（産学連携・知財担当） 2005年４月　同大学国際イノベーション機構長 2012年４月　同大学名誉教授（現任） 龍谷大学特別任用教授 2012年６月　当社取締役（現任） 2013年４月　四国大学・四国大学短期大学部学長（現任） 2016年６月　阿波製紙株式会社取締役（現任）	2,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、大学教授を歴任しており、学識者としての高い見識と豊富な経験を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、候補者は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。		
6	勝田泰久（かつたやすひさ） 1942年２月20日生	1965年４月　株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 1991年７月　同行取締役本店営業部長 2001年６月　同行代表取締役頭取 2002年10月　株式会社りそなホールディングス代表取締役社長 2003年３月　株式会社りそな銀行代表取締役頭取 2005年４月　大阪経済大学経営情報学部特任教授 2005年６月　船井電機株式会社取締役 2006年６月　大塚製薬株式会社監査役 2008年７月　大阪経済大学理事長 2014年７月　同大学理事（現任） 2015年６月　当社取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することに加えて、金融機関の代表取締役頭取を歴任するほか、さらに他社の取締役、監査役、大学教授を歴任された経験を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	相京重信（あいきょう しげのぶ） 1949年10月１日生	1972年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2005年６月　同行常務取締役兼常務執行役員 2006年４月　同行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 2007年４月　株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員 法人部門統括責任役員 2010年４月　日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長 2011年４月　SMBC日興証券株式会社代表取締役会長 2015年６月　橋本総業ホールディングス株式会社取締役（現任） 2016年３月　三井海洋開発株式会社取締役（現任） 2016年６月　三洋化成工業株式会社取締役（現任） 株式会社ダイヘン取締役（現任） SCSK株式会社取締役 当社取締役（現任）	1,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することに加えて、金融機関の経営や代表取締役を歴任するほか、さらに他社の取締役を歴任された経験を活かして、当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．松重和美氏、勝田泰久氏および相京重信氏は、社外取締役候補者であります。
３．松重和美氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって７年となります。勝田泰久氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年となります。相京重信氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって３年となります。
４．当社は、松重和美氏、勝田泰久氏および相京重信氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、各氏が再任された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、松重和美氏、勝田泰久氏および相京重信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 大西英樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、あらためて監査役１名のご選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
大西英樹（おおにしひでき） 1943年10月16日生	1962年４月　大阪国税局総務部総務課 1995年７月　和田山税務署長 1996年７月　大阪国税局総務部厚生課長 1998年７月　大阪国税局調査第一部調査総括課長 2000年７月　大阪国税不服審判所部長審判官 2001年７月　下京税務署長 2002年７月　退官 2002年８月　税理士登録（現任） 2007年６月　当社監査役（現任）	2,000株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、税務実務に長年にわたり携わっており、税理士としての識見と経験を当社の監査業務に活かしていただくため、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、候補者は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．大西英樹氏は、社外監査役候補者であります。
３．大西英樹氏が当社の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年となります。
４．当社は、大西英樹氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以　上

—MEMO—

会 場 の ご 案 内

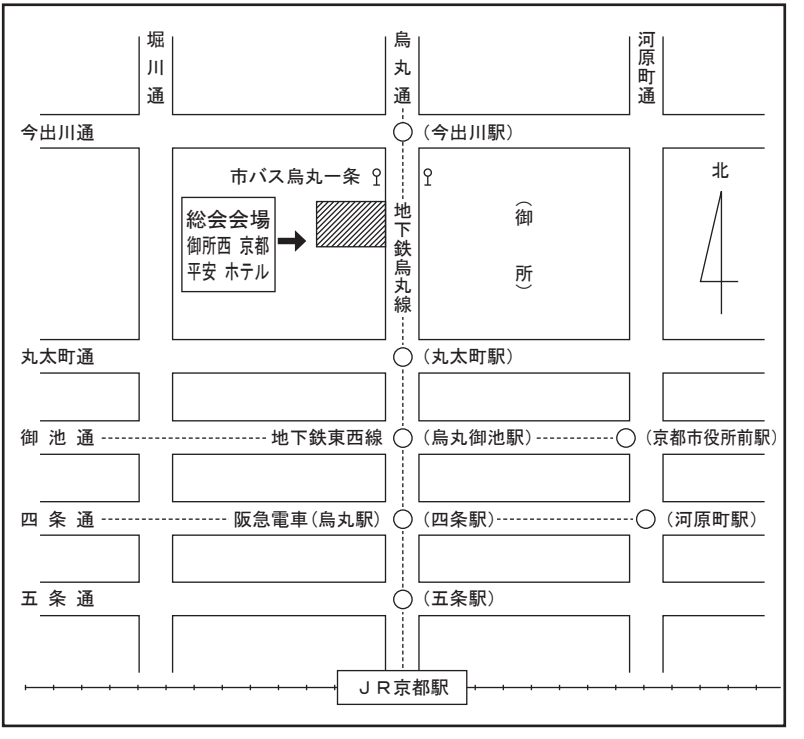

地下鉄今出川駅下車　６番出口から南へ徒歩７分

市バス烏丸一条下車　南へ徒歩１分